資 料 1

北海道教育の現状等について

HOKKAIDO BOARD OF EDUCATION

令和７年１月２２日（水）
北 海 道 教 育 委 員 会

◆ 目次

Ｐ１　①教育基本法

Ｐ２　②北海道総合教育大綱

Ｐ３～５　③北海道教育推進計画

Ｐ６・７　④北海道の人口動向

Ｐ８～１７　⑤北海道教育の現状

（１）学校数・児童生徒数
（２）公立学校数の推移
（３）学力に関する状況
（４）体力に関する状況
（５）キャリア教育に関する状況
（６）学校におけるICTの活用状況
（７）いじめ・不登校に関する状況
（８）本道の教員不足の状況
（９）学校と地域の連携に関する状況

Ｐ１８ 参考資料
令和５年度（2023年度）点検・評価一覧

①教育基本法

第一章　教育の目的及び理念

（教育の目的）

第一条　教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第二条　教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一　幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二　個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三　正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四　生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五　伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

第二章　教育の実施に関する基本

（教育振興基本計画）

第十七条　政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

２　地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

②北海道総合教育大綱（2020.4～）

道では、教育委員会など関係機関と一体となり、「チャレンジで夢を叶える」「ふるさとを誇り、自ら動く」「個性や違いを力にかえる」ことを視点に、求められる人間像を掲げ、人格の形成や、幅広い知識と教養の修得等により、社会情勢の大きな変化に適応し、道民一人ひとりが新たな時代を生き抜いていけるよう、教育・人づくりに取り組みます。

誰もが生まれ育った環境に左右されず、幼児期から安心して質の高い教育を受け、生涯にわたって学び続けることができる環境を整え、夢や希望への**チャレンジを応援する北海道**づくりを進めます。

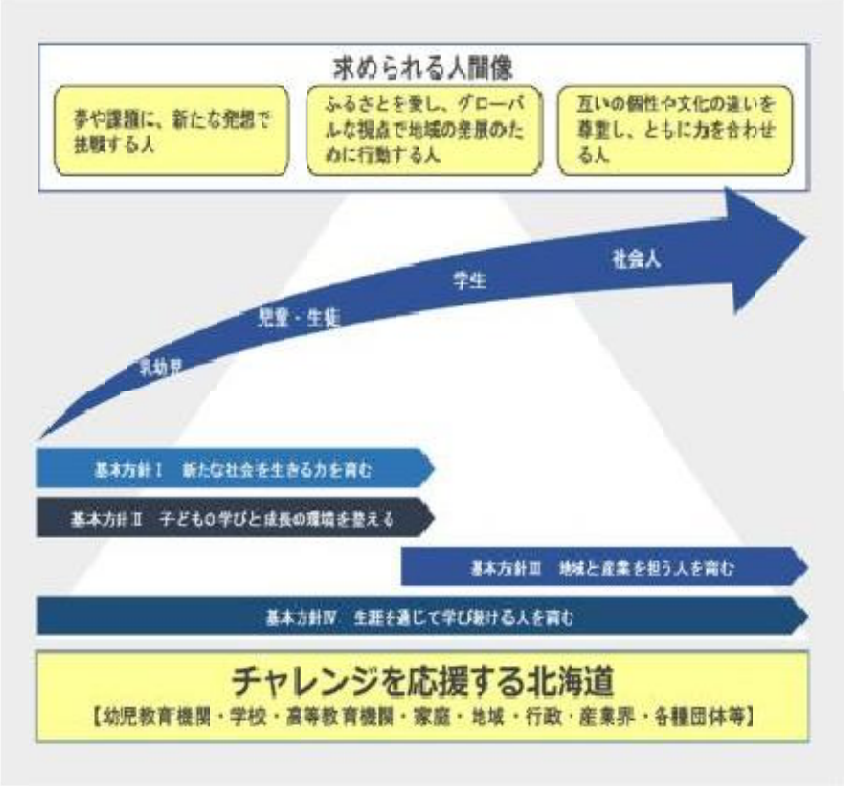

③北海道教育推進計画

第１章　計画の策定について

策定趣旨：本道の教育課題の解決と地域創生の実現に向け、北海道が目指す教育の全体像を示す
性格：教育基本法に基づく教育振興に関する計画、北海道における教育の特定分野別計画、SDGs・ESDの理念に合致する計画
期間：2023(令和５)年度～2027(令和９)年度
推進･管理：国、道、市町村などの行政機関、地域や保護者等全道民と連携・協働して推進。PDCAサイクルによる評価・改善を毎年度行い、効果的・効率的な施策を展開

第２章　北海道の現状と課題

【社会情勢の変化】
人口減少社会やSociety5.0の到来、グローバル化の進展などにより、人々の価値観や生活様式、ワークスタイルが大きく変化。子どもたちが、このような変化の激しい時代において、夢や希望を持ち、様々な困難を乗り越え、多様な人々と協働しながら持続可能な社会の創り手として成長していくことができるよう、各般の施策の推進が必要。

【子どもたちや教育の現状】

〇SDGs・ESDの推進により持続可能な社会の実現が必要。
〇主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を活かし多様な人々との協働を促す教育や、課題の発見・解決等に結びつける教科等横断的な教育が必要。
〇専門性の高い特別支援教育や社会的・職業的自立に向けたキャリア教育、豊かな人間性を育む道徳教育、国際理解教育の充実、体力・運動習慣の定着が必要。
〇ICTを効果的に活用した教育や、資質能力を備えた教員の確保・働き方改革の推進が必要。
〇学校を核とする地域づくりや生涯にわたる学びの場の充実、自然災害や交通事故に対する危機対応能力を身に付けることが必要。

③北海道教育推進計画

第３章　北海道が目指す教育の基本理念

自立

**自然豊かな北の大地で、世界を見つめ、
自立の精神にあふれ、自らの夢に挑戦し、実現していく人を育む**

北海道の豊かな自然、独自の歴史や文化への理解を深めながら、社会の変化に対応し、生涯にわたって生き抜く力を身に付け、自立の精神にあふれ、自分の良さや可能性を見いだし、夢や目標の実現に向けて挑戦しながら、北海道はもとより国内外で活躍する人を育みます。

共生

**ふるさとへの誇りと愛着を持ち、
これからの社会に貢献し、共に支え合う人を育む**

生まれ育ったふるさとへの誇りと愛着を持ち、よりよい社会の実現に貢献しようとする主体性と責任感、規範意識などの倫理観、人間尊重の精神や思いやりの心を持って、お互いを尊重し、共に支え合いながら、持続可能な地域づくりを支える人を学校・家庭・地域との連携の下、社会総掛かりで育みます。

③北海道教育推進計画

第４章　施策　　～３つの柱に22の施策項目を設定し、10年後を見据えた施策の方向性に向かって個別・具体の取組を推進～

＜施策の柱１＞
子どもたち一人一人の可能性を引き出す教育の推進

① SDGs・ESDの推進
② 幼児教育の充実
③ 新しい時代に必要となる資質・能力の育成（小・中学校）
④ 新しい時代に必要となる資質・能力の育成（高校）
⑤ 特別支援教育の推進
⑥ STEAM教育の推進
⑦ キャリア教育の充実
⑧ 体力・運動能力の向上
⑨ 健康教育・食育の充実
⑩ 道徳教育の充実
⑪ ふるさと教育の充実
⑫ グローバル人材の育成

＜施策の柱２＞
学びの機会を保障し質を高める環境の確立

⑬ ICTの活用推進
⑭ いじめ防止の取組の充実
⑮ 不登校児童生徒への支援の充実
⑯ 教員の養成・採用・研修の一体的な改革の推進
⑰ 働き方改革の推進
⑱ 学びのセーフティネットの構築

＜施策の柱３＞
地域と歩む持続可能な教育の実現

⑲ 地域と学校の連携・協働の推進
⑳ 生涯学習・社会教育の振興
㉑ 安全・安心な教育環境の構築
㉒ 芸術文化活動の推進

④北海道の人口動向

市町村数　（R6.1.1現在）

区分	全国	北海道	割合(%)
市	792	35	4.4
町	743	129	17.4
村	189	15(21)	7.9
計	1,724	179(185)	10.4

※（ ）は北方領土の６村を含めた場合

面積・人口

区　分	全　国	北海道	割合(%)
人口(人)	124,886,175	5,093,983	4.1
面積(㎢)	377,975.39	83,422.23	22.1

※人口…住民基本台帳人口（R6.1.1現在）
※面積…国土地理院調（R6.1.1現在）

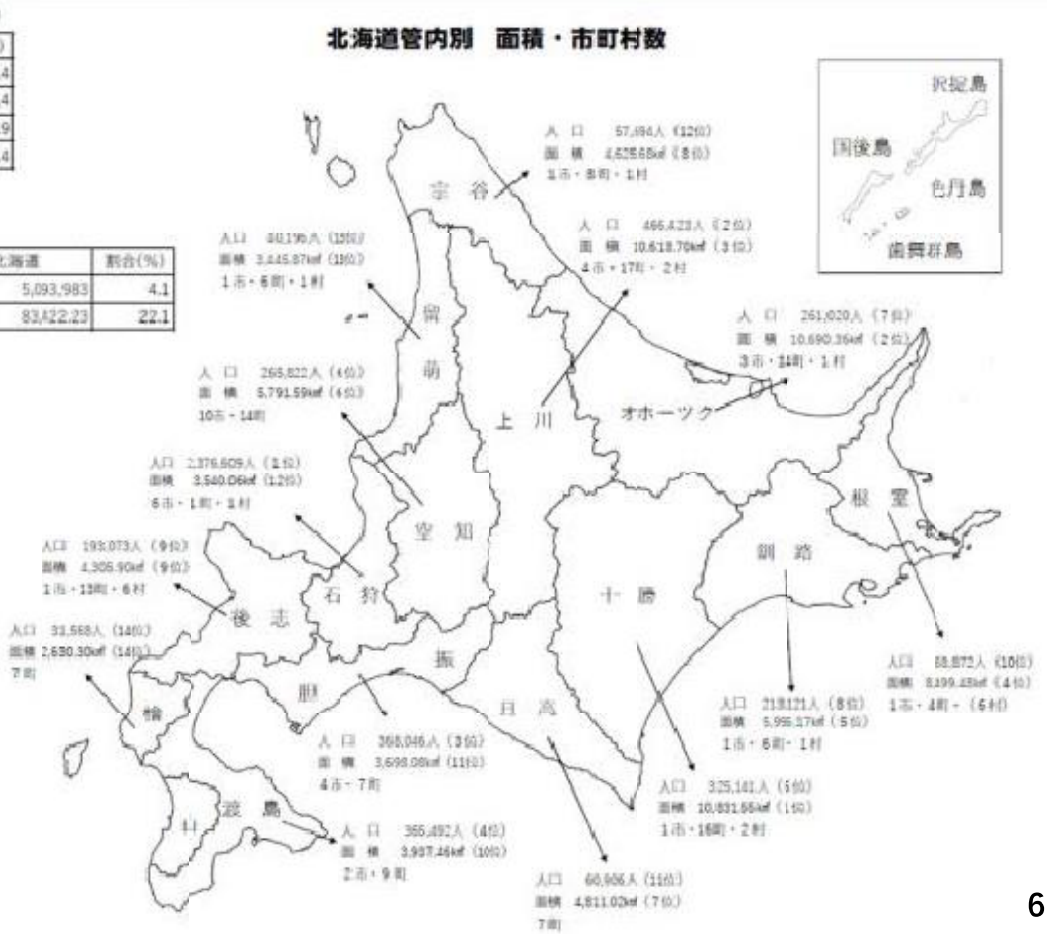

④北海道の人口動向

北海道の人口動向(1920～2020年)

人口の将来の見通し(2015～2100年)

（出典）北海道「北海道人口ビジョン（改訂版）」（令和２年）

市町村の人口推移

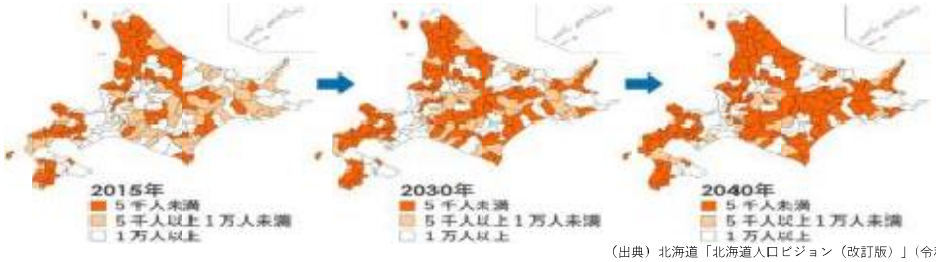

（出典）北海道「北海道人口ビジョン（改訂版）」（令和２年）

⑤北海道教育の現状

（１）学校数・児童生徒数

令和６年５月１日現在

校　種	学校数（校）	児童生徒（人）
小学校	934	216,088
中学校	557	117,195
義務教育学校	29	3,567
高等学校	245	134,295
中等教育学校	2	1,380
特別支援学校	73	5,941
合　計	1,840	478,466

（※公立・国立・私立の合計）

⑤北海道教育の現状

（２）公立学校数の推移

令和６年５月１日現在

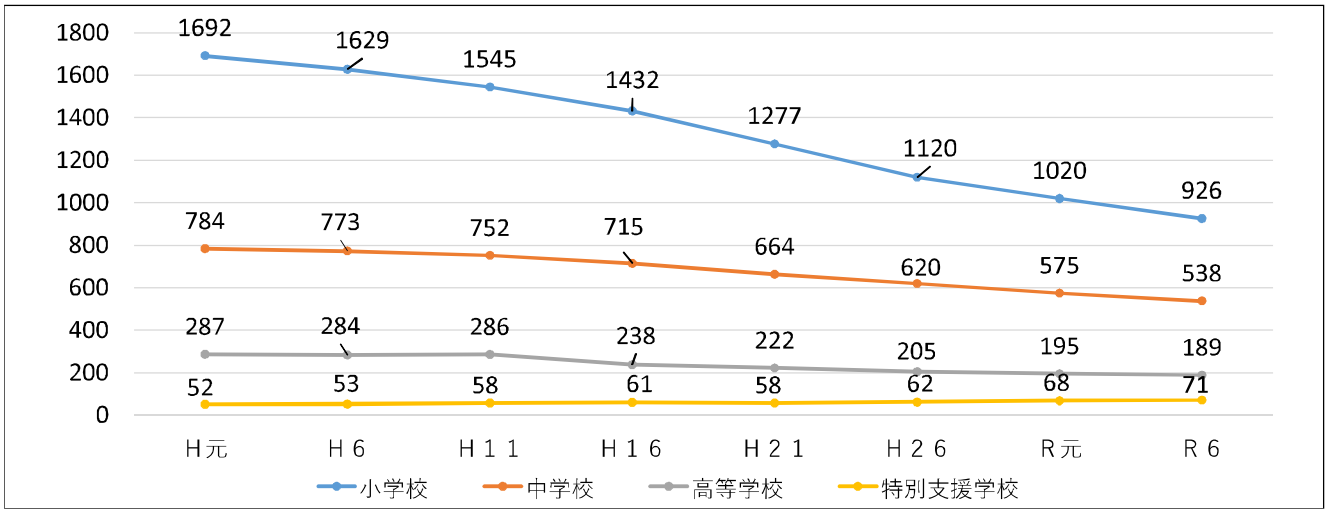

□小学校の複式学級の割合（公立）

区分	R3	R4	R5
全国	2.0% (4,363クラス)	2.0% (4,360クラス)	2.0% (4,354クラス)
北海道	6.4% (560クラス)	6.3% (541クラス)	6.3% (536クラス)

□3学級以下の高等学校の割合（公立）

区分	R3	R4	R5
全国	5.4% (180校)	5.3% (177校)	5.4% (177校)
北海道	24.2% (46校)	26.3% (50校)	27.7% (52校)

（出典）文部科学省学校基本調査

⑤北海道教育の現状

（３）学力に関する状況

【全国の平均正答率との差】

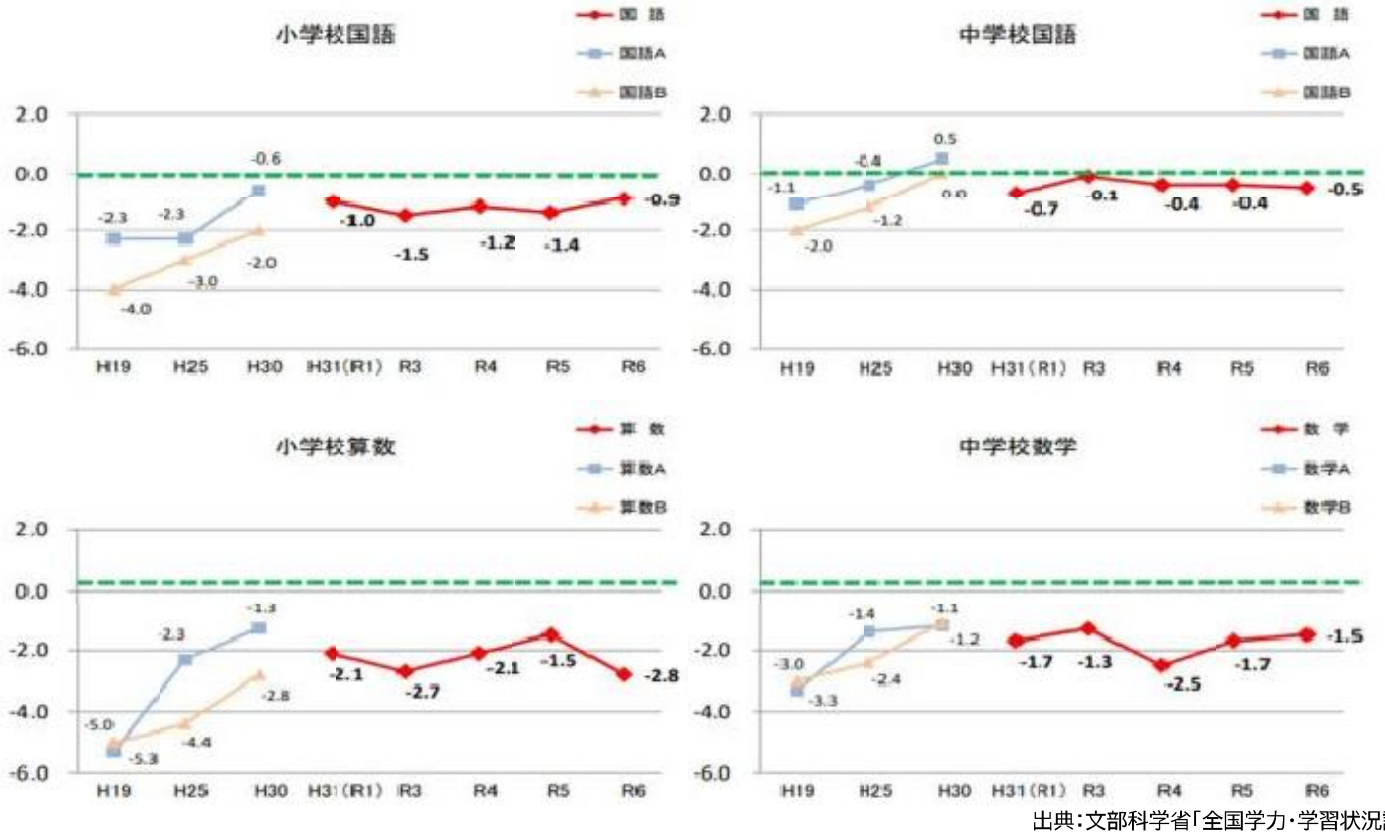

出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

⑤北海道教育の現状

（４）体力に関する状況

【体力合計点の比較】

小学校・男子

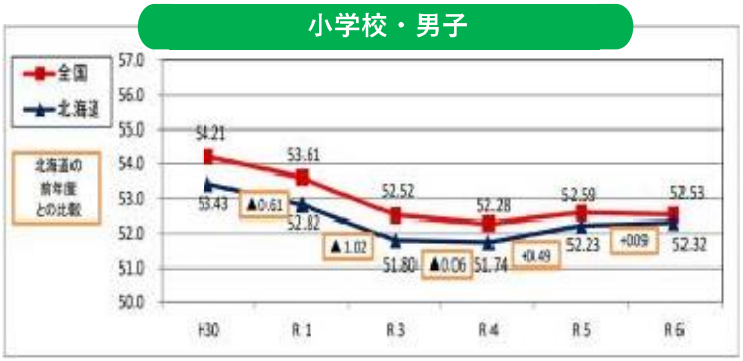

小学校・女子

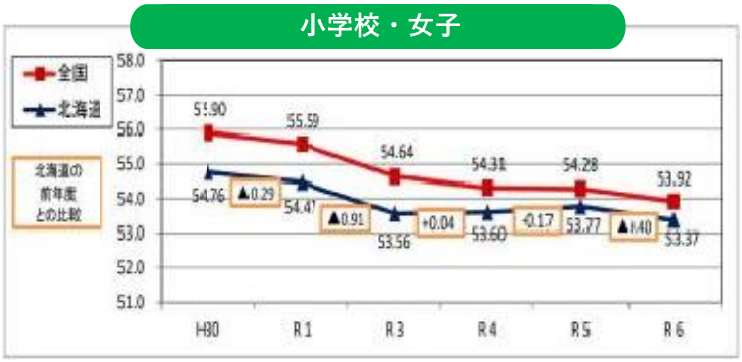

中学校・男子

中学校・女子

（出典）文部科学省「令和６年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

⑤北海道教育の現状

（５）キャリア教育に関する状況

インターンシップ体験生徒の割合

卒業までにインターンシップなどのキャリア教育に資する体験的な学習活動を経験した高校生の割合

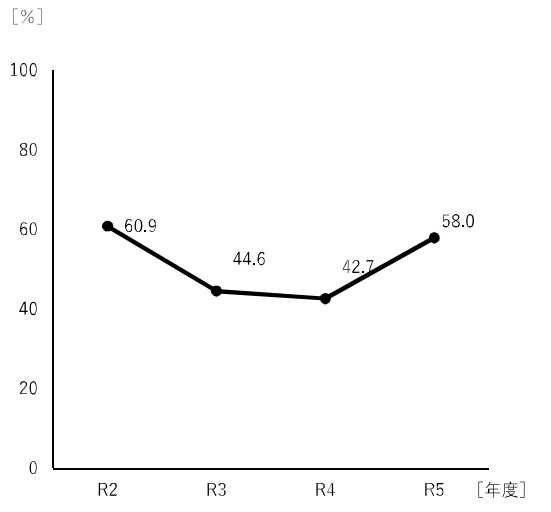

道教委調べ

高等学校卒業後の大学等進学率・就職率

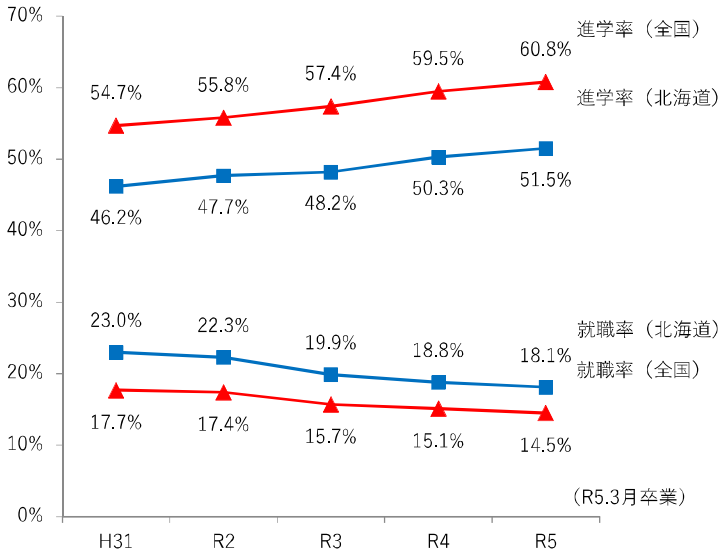

⑤北海道教育の現状

（6）学校におけるICTの活用状況

１人１台端末を利用した授業がほぼ毎日行われた学校の割合

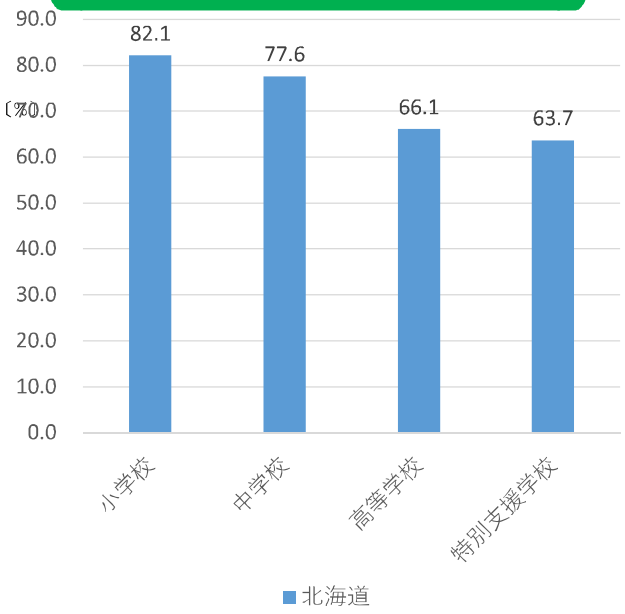

(出典) 小、中学校　文部科学省「令和６年度全国学力・学習状況調査」
高等学校、特別支援学校　令和４年実績(道教委調べ)

学校における主なICT環境の整備状況

指標（全学校種）	北海道	全国平均
学習者用コンピュータ台数	1.1人/台	1.1人/台
ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続を行う普通教室	98.6％	98.3％
インターネット接続(1Gbps)	57.2％	81.0％
統合型校務支援ｼｽﾃﾑ整備率	85.5％	91.4％
普通教室の大型提示装置整備率	77.3％	89.6％

(出典) 文部科学省「令和５年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

⑤北海道教育の現状

（7）いじめ・不登校に関する状況

いじめの認知件数(北海道)

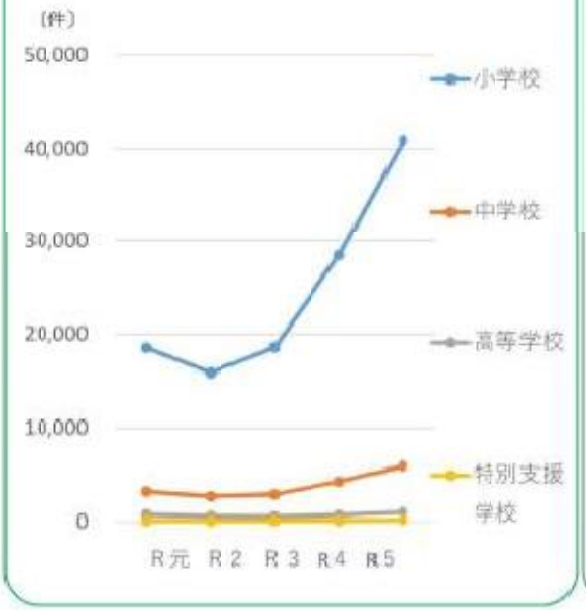

不登校の子どもたちの推移(北海道)

（出典）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

⑤北海道教育の現状

（８）教員を取り巻く状況①

公立学校教員採用選考検査の実施状況（北海道）

【欠員の状況】

H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
67	57	72	42	23	33	60	95	80

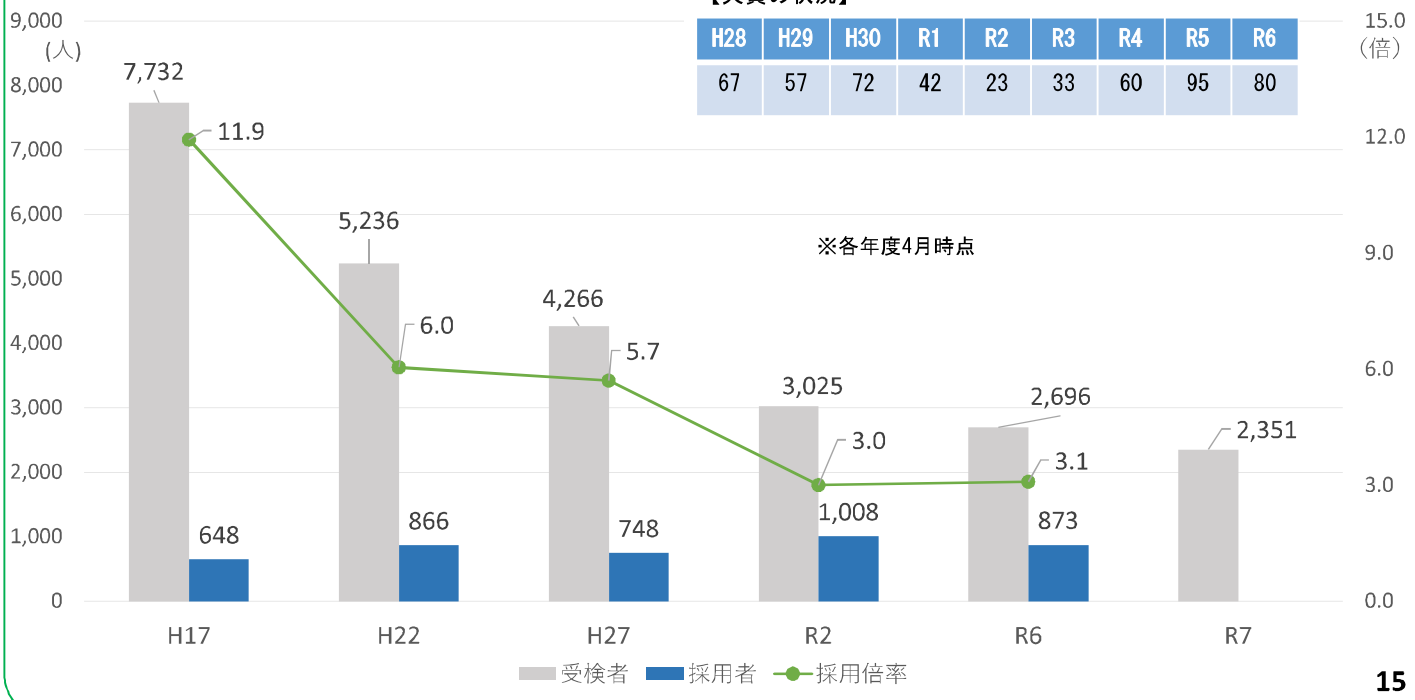

⑤北海道教育の現状

（８）教員を取り巻く状況②

教員の１ヶ月の時間外在校等時間（超過時間）の状況

学校種	45時間以下	45時間超～80時間以下	80時間超～100時間以下	100時間超	１人当たりの月平均値（令和３年同月比）	
小学校	70.4%	26.2%	2.6%	0.8%	37.0時間	（▲3.5時間）
中学校	53.4%	35.7%	7.2%	3.7%	47.1時間	（▲3.0時間）
高等学校	58.0%	31.0%	6.7%	4.3%	44.4時間	（▲4.2時間）
特別支援学校	82.7%	15.5%	1.4%	0.4%	27.9時間	（▲1.3時間）

※令和５年４月実績　道教委調べ

⑤北海道教育の現状

（９）学校と地域の連携に関する状況

コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の整備状況

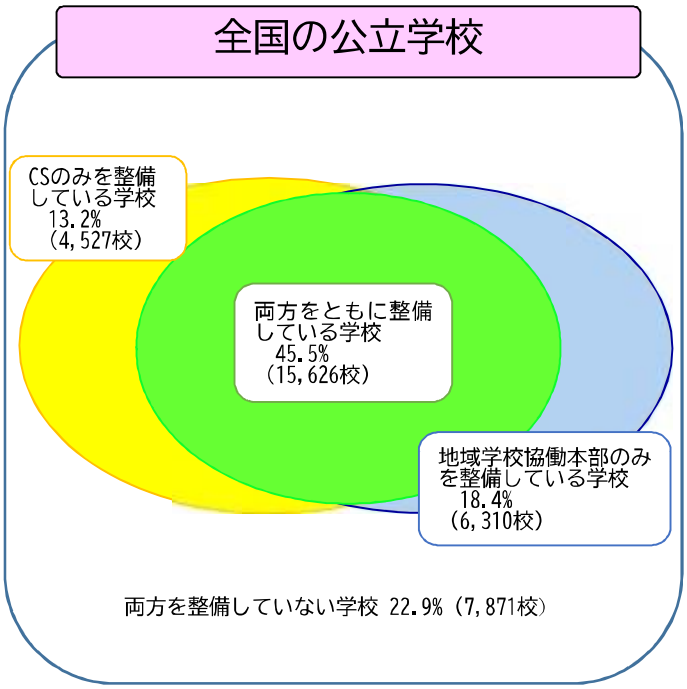

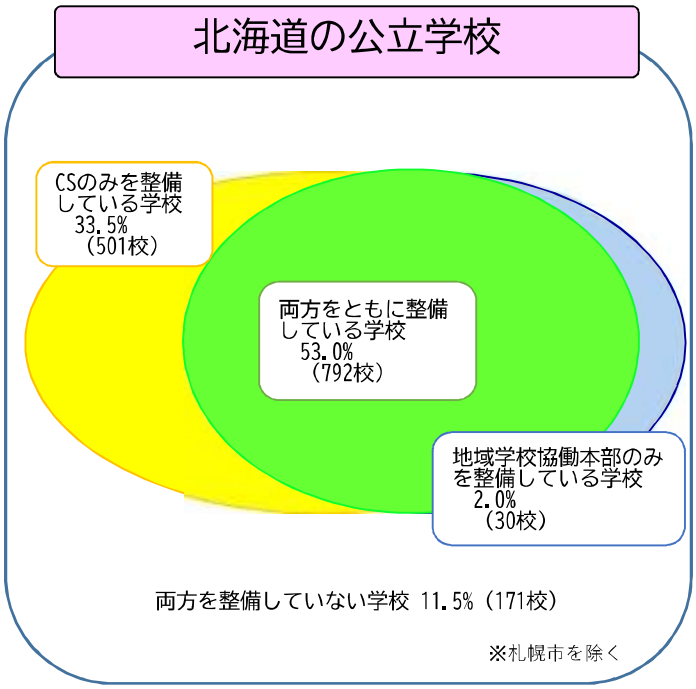

（出典）文部科学省「令和６年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」

参考資料

令和５年度（2023年度）点検・評価一覧

項目＼評価		令和５年度					前年度
項目番号	施策	定量評価	定性評価	総合評価			総合評価
		平均点	平均点	合計点	判　定	前年度比	
〈施策の柱１〉　子どもたち一人一人の可能性を引き出す教育の推進							
１	ＳＤＧｓ・ＥＳＤの推進	1.5	1.0	2.5	やや遅れている	―	―
２	幼児教育の充実	3.0	1.0	4.0	概ね順調	―	―
３	新しい時代に必要となる資質・能力の育成(小・中)	2.4	0.8	3.2	やや遅れている	―	―
４	新しい時代に必要となる資質・能力の育成(高校)	3.5	1.0	4.5	概ね順調	―	―
５	特別支援教育の推進	2.5	1.0	3.5	やや遅れている	―	―
６	ＳＴＥＡＭ教育の推進	3.3	1.0	4.3	概ね順調	―	―
７	キャリア教育の充実	3.0	1.0	4.0	概ね順調	―	―
８	体力・運動能力の向上	3.0	1.0	4.0	概ね順調	―	―
９	健康教育・食育の充実	2.4	1.0	3.4	やや遅れている	―	―
１０	道徳教育の充実	3.5	0.8	4.3	概ね順調	―	―
１１	ふるさと教育の充実	4.0	0.8	4.8	順　調	―	―
１２	グローバル人材の育成	3.3	1.0	4.3	概ね順調	―	―
〈施策の柱２〉　学びの機会を保障し質を高める環境の確立							
１３	ＩＣＴの活用推進	3.0	1.0	4.0	概ね順調	―	―
１４	いじめ防止の取組の充実	2.8	1.0	3.8	概ね順調	―	―
１５	不登校児童生徒への支援の充実	2.3	1.0	3.3	やや遅れている	―	―
１６	教員の養成・採用・研修の一体的な改革の推進	3.0	0.8	3.8	概ね順調	―	―
１７	働き方改革の推進	3.3	1.0	4.3	概ね順調	―	―
１８	学びのセーフティネットの構築	2.0	1.0	3.0	やや遅れている	―	―
〈施策の柱３〉　地域と歩む持続可能な教育の実現							
１９	地域と学校の連携・協働の推進	2.8	1.0	3.8	概ね順調	―	―
２０	生涯学習・社会教育の振興	1.8	1.0	2.8	やや遅れている	―	―
２１	安全・安心な教育環境の構築	2.4	1.0	3.4	やや遅れている	―	―
２２	芸術文化活動の推進	3.7	1.0	4.7	順　調	―	―

※　令和５年度の総合評価の「対前年度」欄及び「前年度総合評価」欄については、令和5年度の評価が現行計画における初年度の評価であるため、未記入となります。

■　定量評価

①　各推進指標について進捗率により４段階で評価

進捗率	100%以上	90～100%	80～90%	80%未満
点　数	4	3	2	1

②　各推進指標の点数を合計し平均点で判定　　１～４点

■　定性評価

①　各取組の柱ごとに次の観点により２段階で評価

点検・評価の結果を踏まえた取組を進め、施策の方向性に進展が見られるか

	進展が見られる	進展が見られない
点　数	１点	０点

②　各取組の点数を合計し平均点で判定　　０～１点

■　総合評価

○　定量評価と定性評価の合計点で判定

総合評価の判定基準	
合計点	総合評価
4.6以上	順　調
3.6以上4.6未満	概ね順調
2.1以上3.6未満	やや遅れている
2.1未満	遅れている
定量評価できない場合	判定不可

施策項目数	定量評価平均点	R5	R6	R7	R8	R9
	4	1				
	3以上4未満	11				
	2以上3未満	8				
	1以上2未満	2				
	評価不可	0				

施策項目数	定性評価平均点	R5	R6	R7	R8	R9
	1	18				
	1未満	4				

施策項目数	総合評価	R5	R6	R7	R8	R9
	順　調	2				
	概ね順調	12				
	やや遅れている	8				
	遅れている	0				
	判定不可	0				